

PCB廃棄物の早期処理に係る国の取組

平成30年3月
環境省廃棄物規制課

周知・広報の取組について

- 環境省では現在までに以下の取組を実施
 - 関係省庁から業界団体等1,001団体に対し、PCB廃棄物の処分期間内の早期処理に関する周知徹底について、文書で通知(10/6時点)
 - チラシ22万部(A4表裏)及びポスター約2万部(A2)を印刷。都道府県市、関係省庁及び関係業界団体により共同配布・掲示
 - PCB早期処理情報サイトに、適正な処分の必要性や手続きについて説明した動画を公開
 - 新聞紙面を活用した周知(全国紙、業界紙、地方紙)
 - テレビ・ラジオにおける周知
 - 北九州エリア全17県、全国30か所での事業者向け説明会



- 今後の取組予定
 - Web広告を用いたPCB廃棄物等の保管事業者等に向けた全国的な情報発信
 - 処分期限が間近な地域に対してテレビCMを用いた重点的な情報発信
 - チラシ、パンフレットの増刷

古い工場やビルをお持ちの皆様へ!

PCB使用製品・PCB廃棄物の確認、あなたは大丈夫ですか?

健康被害が出るおそれがあります! 処分しないと罰則! 処分できなくなる!

PCBの処分ってなに?

【高濃度PCB廃棄物の処分期間】

地域	処分期間
北海道(道庁)全域	04/01/2024 ~ 03/31/2025
東北(道庁)全域	04/01/2024 ~ 03/31/2025
関東(都庁)全域	04/01/2024 ~ 03/31/2025
中部(都庁)全域	04/01/2024 ~ 03/31/2025
近畿(都庁)全域	04/01/2024 ~ 03/31/2025
中国(都庁)全域	04/01/2024 ~ 03/31/2025

詳しくは「PCB廃棄物処理情報サイト」をご覧ください
<http://pob-makushiki.env.go.jp/>

政府の率先実行の取組状況

<取組の状況>

- PCB廃棄物処理基本計画(閣議決定)に基づき各省庁が実行計画を策定・公表し、取組を実施
- 所管施設のPCB廃棄物に関し早期処理を進めているほか、関係団体等に周知を実施
- 昨年9月に、北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーについては、各省庁が自ら管理する施設において保有している高濃度PCB使用製品は存在せず、かつ、高濃度PCB廃棄物は全て処理の見込みが立っている状況を最終確認し、取りまとめ済み。



<今後の方針>

- 今後、変圧器・コンデンサーについて、他地域でも処理期間中に率先して同様に最終的な確認を行っていくほか、安定器・汚染物等についても、効率的な調査方法の検討等を進めつつ、確認を進めていく。
- 政府全体の処理状況の進捗については、基本的に毎年度秋頃にとりまとめ・公表を行うこととする。

環境省地方環境事務所における平成30年度の定員要求

- 北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーにおいては、30年度の1年間という短期間で改善命令・代執行を行う必要があり、自治体と同時並行で指導にあたる必要がある。
- 平成30年度から安定器の掘り起こし調査が本格化。**期限内に全量を把握し期限内に処理するため、自治体に指導が必要。
- これらのことから、国としてもPCB廃棄物・PCB使用製品の保管・所有事業者への指導及び都道府縣市への助言等を行うことのできる十分な体制を確保するため、以下のとおり定員を要求。

地方環境事務所	職位	要求定員数	現定員数	合計
北海道地方環境事務所(札幌市)	補佐(PCB担当)	1	0	1
東北地方環境事務所(仙台市)	補佐(PCB担当)	1	0	1
関東地方環境事務所(さいたま市)	補佐(PCB担当)	1	0	1
中部地方環境事務所(名古屋市)	補佐(PCB担当)	0	1	1
近畿地方環境事務所(大阪市)	補佐(PCB担当)	0	1	1
中国四国地方環境事務所(岡山市、高松市)	補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	2	3	5
九州地方環境事務所(熊本市、福岡市)	補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	2	3	5

※上記以外にも併任で担当する職員を配置

※特に、北九州事業エリアにおいては、PCB専任の福岡事務所長、併任職員6名を配置し、計13名で対応。

従事する業務(案)

- 未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物を網羅的に把握する調査(掘り起こし調査)、処分の促進等に関する専門的・技術的視点からの助言又は勧告
- 事業者や関係省庁地方機関、環境省本省との調整
- 国自ら事務(報告徴収、立入検査、改善命令、行政代執行等)を執行する際の調整
- 掘り起こし調査、処分の促進等に関する進捗の加速化が必要な都道府縣市への助言、勧告、是正の指示等
- その他、必要に応じて廃棄物・リサイクル対策課が所管する業務

主な応募要件(案)

- 以下のいずれかの資格・業務に従事した経験を有すること
- 第一種電気工事士又は第二種電気工事士
 - 電気主任技術者
 - 電気設備の保守点検の業務
 - PCB使用製品の製造等に関する業務
 - 行政機関におけるPCB又は電気保安に係る業務
 - 行政機関における行政代執行等に係る業務

平成30年度PCB関連予算案の概要

事業名	基本計画における取組	事業内容
PCB廃棄物適正処理対策推進事業 135,823千円(142,355千円)	早期かつ確実な期限内 処理完了に向けた処理 促進	処分期間は逼迫した状況であり、PCB廃棄物の期限内処理の履行 に向けた早急な取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> ●地方自治体を実施する未届きのPCB廃棄物等の掘り起こし調査 の効率化・加速化の実施及び早期処理体制の構築 ●地方自治体の掘り起こし調査の実施状況及び調査結果を集約し、 これを公開することにより、調査の進捗状況を管理 ●北九州事業エリアにおける改善命令・代執行実施に係る相談に対 応するための窓口設置や専門家の派遣 ●使用中の機器の早期廃棄及び処理完了に向け、使用中機器所有 者の関係機関との連携体制を構築
	微量PCB汚染廃電気機 器等の処理	微量PCB汚染廃電気機器等の処理推進に係る下記の取組を推進 <ul style="list-style-type: none"> ●無害化処理施設の認定及び新たな方策の検討
PCB廃棄物対策推進費補助金 1,300,000千円(1,100,000千円)	PCB廃棄物の確実かつ 適正な処理	<ul style="list-style-type: none"> ●費用負担能力が小さい中小企業者等のPCB廃棄物処理費用を 軽減 ●行政代執行の支援のための基金を創設
PCB廃棄物処理のための拠点的施設整 備事業 1,400,000千円(1,700,000千円)	JESCOにおける安全を 第一とした適正かつ確実 な処理	拠点的広域処理施設整備に係る下記費用の一部を補助 <ul style="list-style-type: none"> ●処理能力が不足している設備及び処理が不得意な機器の処理を 行うための設備の改造 ●新しい処理期間中の処理施設の経年的な劣化によるトラブル等を 防止するために点検・補修
PCB廃棄物処理設備のPCB除去・原状 回復事業 3,500,000千円(3,000,000千円)	処理完了後のJESCO の事業終了のための準 備	<ul style="list-style-type: none"> ●将来の適正かつ速やかなPCB除去・原状回復を確実にするため、 JESCOに出資
設備の高効率化改修支援事業 1,200,000千円の内数(1,050,000千円)	PCB廃棄物の確実かつ 適正な処理	<ul style="list-style-type: none"> ●PCB使用照明器具のLED化に対する補助により、PCB廃棄物の 期限内早期処理とCO2削減の同時達成



PCB廃棄物適正処理対策推進事業

平成30年度予算（案）
136百万円（142百万円）

背景・目的

- 平成26年6月にPCB廃棄物処理基本計画の変更を行い、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）による全国5箇所のPCB処理施設の期限を延長。この際、地元自治体の受入条件として、「期限の再延長はしない」ことを約束
- 地元と約束した期限を確実に達成するため、昨年8月に改正PCB特措法が施行され、原則、約束期限の1年前までに保管事業者に対してJESCOへの処分委託を義務付け
- 改正法で処分委託を義務付けた処分期間は、北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーでは平成29年度末に終期を迎え、平成30年度末には地元と約束した期限を迎えるという逼迫した状況
- 期限達成には、国内にある全ての高濃度PCB廃棄物の処分委託が必要であり、地方自治体が把握していない高濃度PCB廃棄物の掘り起こし調査や改正法に基づく改善命令・代執行等のあらゆる手段を早急に講じなければならない
- 地方自治体において未だ把握されていないPCB廃棄物等の掘り起こし調査を一刻も早く完了させるため、調査の効率化に向けた支援策が不可欠
- 北九州事業エリアにおいて必要となる改善命令・代執行が滞りなく速やかに実施されるための支援策が不可欠
- 低濃度PCB廃棄物については、処理促進のための受け皿の充実・多様化が必要

事業概要

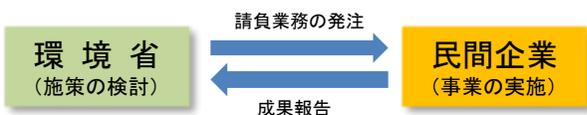
- PCB廃棄物の期限内処理のための窓口設置や専門家派遣を行い、調査等の確実化・効率化・早期化を図る
- 掘り起こし調査結果から新たに把握されたPCB廃棄物等の種類、個数、所有・保管業種等を解析し、未把握廃棄物等の残存量の推計を行う
- 掘り起こし調査及び事業者指導に向け、PCB使用製品の製造者、電気保安関係事業者等の関係機関との連携体制を構築・強化するための体制を構築する
- 低濃度PCB廃棄物について、処理技術の評価や施設の認定を行い、無害化処理認定制度の着実な運用を図る

事業目的・概要等

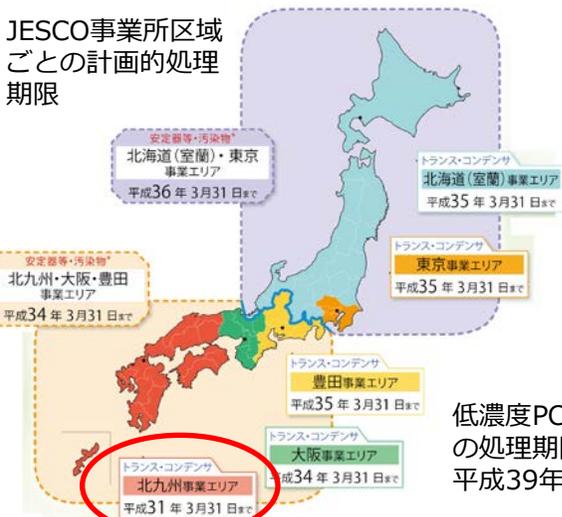
期待される効果

- 地方自治体の行う掘り起こし調査の実施加速化、未把握のPCB廃棄物等の全数把握の早期化
- JESCOの計画的処理期限内での高濃度PCB廃棄物の処理完了
- 低濃度PCB廃棄物の処理促進及び期限内処理の履行

事業スキーム



JESCO事業所区域ごとの計画的処理期限



低濃度PCB廃棄物の処理期限：
平成39年3月31日

環境省

- PCB廃棄物の期限内処理のための相談窓口設置、専門家派遣
- 調査結果等の整理及び公表
- PCB廃棄物等の早期処理体制の構築

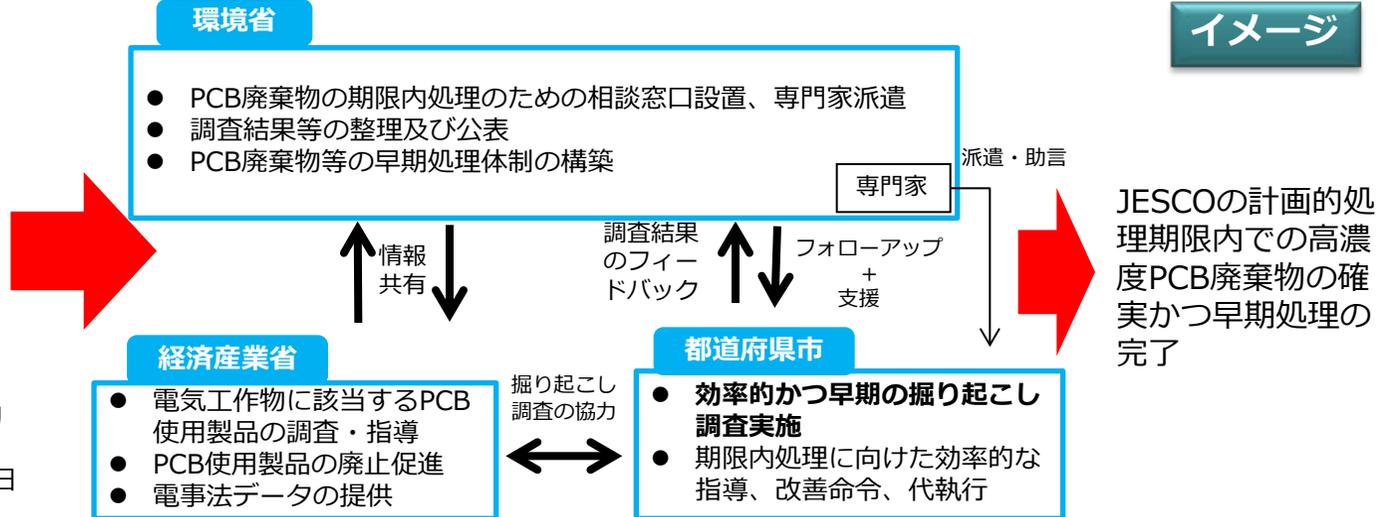
経済産業省

- 電気工作物に該当するPCB使用製品の調査・指導
- PCB使用製品の廃止促進
- 電事法データの提供

都道府県市

- 効率的かつ早期の掘り起こし調査実施
- 期限内処理に向けた効率的な指導、改善命令、代執行

イメージ





PCB廃棄物対策推進費補助金

平成30年度予算（案）
1,300百万円（1,100百万円）

背景・目的

- 国の主導のもと中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）を活用し、全国5箇所の拠点の広域処理施設においてPCB廃棄物を処理
 - JESCOの処理施設は施設立地条件等により化学処理方式となっており、PCB廃棄物の処理費用は通常の廃棄物に比べ相当高額
 - 中小事業者等のPCB廃棄物保管事業者は資力に乏しいため、これらの事業者が保有するPCB廃棄物の処理をスムーズに進めることは困難
 - 排出事業者が存在しない又は資力不足の場合等、PCB廃棄物処理基本計画に定める処理期限内に適正に処理が行われないおそれがある高濃度PCB廃棄物が一定数存在
 - 平成28年4月改正のPCB特措法において処理期限内に処理が行われないおそれがある高濃度PCB廃棄物に対して都道府県市が行政代執行できるよう規定しているが原因者から代執行費用を徴収できない場合の都道府県市への支援が必要
- PCB廃棄物処理基金を造成し、費用負担能力が小さい中小事業者等のPCB廃棄物処理費用を軽減し、中小事業者等の保有するPCB廃棄物の円滑な処理を促進するとともに都道府県市の行政代執行を支援

事業概要

- 国及び都道府県の協調補助により、PCB廃棄物処理基金を（独）環境再生保全機構に造成
- 中小企業者等がPCB廃棄物を処分業者（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）に処分委託する際にその処理費用を軽減する補助の積立
- PCB廃棄物の処理が安全かつ確実に実行されることを確保するための環境整備に関する事業に対し補助
- 行政代執行に係る自治体の負担軽減のための支援費用をPCB使用製品製造者と協調して積立

事業目的・概要等

期待される効果

- 費用負担能力が小さい事業者の処理促進
- PCB廃棄物の円滑な処理及び確実な早期処理の推進
- 都道府県市の円滑な行政代執行の施行

事業スキーム



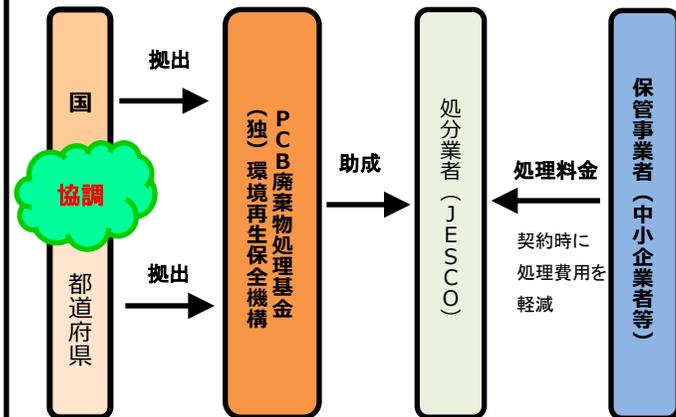
イメージ

助成実績

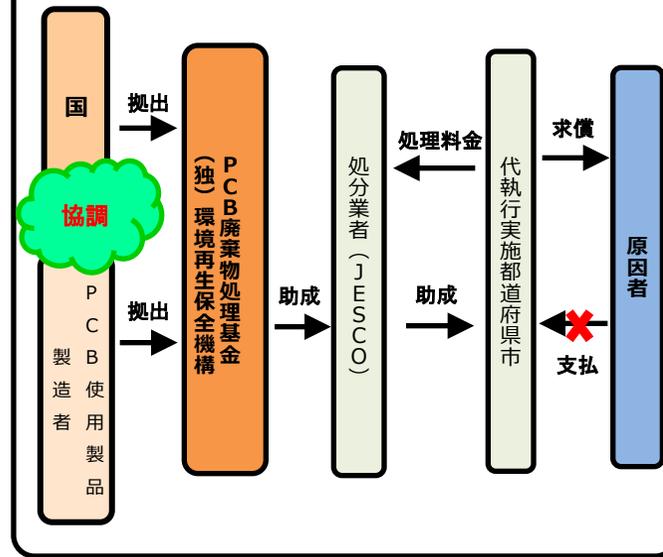
年度	助成台数 (台)	助成金額 (百万円)
H17~20	5,978	1,075
H21	6,317	1,160
H22	7,685	1,464
H23	9,013	1,716
H24	12,528	2,447
H25	10,577	2,292
H26	9,507	2,144
H27	8,898	2,140
H28	7,910	1,918

→処理の本格化に伴い、確実に処理を実施

基金による中小企業者助成の流れ



基金による行政代執行支援の流れ





PCB廃棄物処理施設整備事業

平成30年度予算（案）
1,400百万円（1,700百万円）

背景・目的

- PCB特措法（平成13年施行）に基づき、国が中心となって施設整備を実施。（PCB廃棄物処理基本計画で、拠点的広域処理施設の整備・運営を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）を活用して行うことを明記）
 - 平成26年6月にPCB廃棄物処理基本計画の変更を行い、JESCOの処理期限を延長
 - 地元自治体からは、JESCO処理期限延長の受入条件として、JESCOに対し「一日でも早い処理完了」、「安全を第一とした適正かつ確実な処理」が求められている
- JESCOのPCB処理施設の改造等により処理を加速化し、長期保全計画や定期点検の結果に基づき、適切な財政措置を講じ、設備・機器の更新・補修を確実にすることにより、地域の安心、安全を確保する必要がある。

事業概要

- 処理促進のための改造
比較的早期に処理が終わる見込みのPCB含有機器の処理ラインを改造し、処理に比較的長期間処理にかかる見込みの機器についても処理できるようにすることで、処理の促進を図る。
また、従来行ってきた小規模な改造を引き続き積極的に行い、処理のボトルネックとなっている設備等の処理能力を向上させる。
- 補修又は更新
操業期間の経過に伴う経年劣化を踏まえ、設備の安全性について点検し、処理施設内の各設備について必要な補修又は更新を行う。

事業目的・概要等

事業スキーム



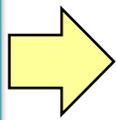
期待される効果

- PCB処理施設の健全性の確保
- 地域住民に対する安全・安心な処理の確保

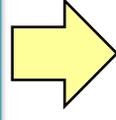
PCB廃棄物処理基本計画の変更（平成26年6月6日環境省告示第75号）

イメージ

- PCB廃棄物の処理を一日でも早期に完了する必要がある。
【JESCOのPCB処理施設設置自治体からの受入条件（抜粋）】
一日でも早く処理完了させることを旨として、関係者が総力を挙げて早期に処理を行うこと。
【基本計画抜粋】
○JESCOによる拠点的広域処理施設の処理体制
各事業所においては、設備の改造に加え、一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を越えて各事業所の処理能力を相互に活用して処理を行い、処理の促進を図ることとする。
- 操業期間の延長に伴う経年劣化の進行も想定されることから、従来にも増して、経年劣化を踏まえた計画的な点検・補修又は更新を行う必要がある。
【JESCOのPCB処理施設設置自治体からの受入条件（抜粋）】
長期保全計画や定期点検の結果に基づき、適切な財政措置を講じた上で、設備・機器の更新・補修を確実にすること。
【JESCOの取組】
今後は特に処理設備の経年的な劣化を考慮し、処理施設の保守点検を計画的かつ確実にすることが重要である。各事業所ごとに長期設備保全計画を策定し、これに基づく設備の更新を着実にやっていく。
【基本計画抜粋】
○国の取組：JESCOが行う拠点的広域処理施設の補修・点検・更新に対し資金の補助を行うことを通じ、当該処理設備の健全な維持を確保するものとする。



● 施設の改造を行い、処理能力の向上を図る



● 設備の安全性の点検や補修又は更新を行う



PCB廃棄物処理設備のPCB除去・原状回復事業費

平成30年度予算（案）
3,500百万円（3,000百万円）

背景・目的

- PCB特措法（平成13年施行）に基づき、国が中心となってPCB廃棄物処理施設を整備
- 日本環境安全事業株式会社（JESCO、政府100%出資。現在は中間貯蔵・環境安全事業株式会社に改組）を設立し、化学処理方式による処理施設の整備に着手
- PCB廃棄物処理基本計画により、JESCOでの計画的処理完了期限を規定
- JESCOでの処理完了後、事業終了準備期間内に速やかにPCBを除去し、処理施設のある土地を有効に活用できるようにするために、原状回復を行うことが必要

➤ 処理設備のPCB除去及び土地の原状回復を行うことを確実にするため、JESCOにおいては、必要な費用に充てるための財源を毎年引き当てていく必要がある。

事業概要

- JESCOに対し、処理施設のPCB除去及び撤去を行うための資金を出資する。

事業目的・概要等

事業スキーム



期待される効果

- PCB廃棄物処理に係るJESCOの財務基盤を強化し、地域住民の安心を確保した早期処理を実施。
- 処理終了後の設備のPCB除去及び原状回復を確実にかつ速やかに実施。

イメージ

特措法施行後

- 地元で反発がある中、国や自治体が協力して丁寧な説明（最初の北九州では100回以上の説明会）を行い、処理施設を整備。
- トランス・コンデンサについて、北九州（H16）、大阪（H18）、豊田（H17）、東京（H17）、北海道（室蘭）（H20）事業所を整備
- その後、安定器処理のためプラズマ溶融処理設備を、北九州（H21）、北海道（室蘭）（H25）事業所に整備



北九州事業所



大阪事業所



豊田事業所



東京事業所



北海道（室蘭）事業所

- **施設整備は、PCB処理装置については国費100%で整備、建屋や管理棟はJESCOが自ら資金調達して整備。**

将来の解体撤去

- 北九州事業所の高圧トランス・コンデンサ等の事業終了準備期間が平成31年4月1日から平成34年3月31日までとされており、平成34年以降各事業所の解体撤去が本格化する見込み。
- 処理完了後、地元からは、速やかなPCB除去・原状回復が求められている。
⇒処理施設もPCB汚染物として適正に処分する必要がある。
- 処理費（国費）は非常に多額であるため、計画的に準備する必要がある。
- 監査法人からは、早期の引き当てを求められている。



**将来の適正かつ速やかな
PCB除去・原状回復を確実に
するため、JESCOに出資**



背景・目的

- 地方自治体の所有する各種施設や民生部門では、財政上の理由等から既存設備を限界まで使用することは、コスト及びCO2排出量増大のみならず、一層経費を圧迫し、設備投資ができないという悪循環に陥っている。この課題を解決するため、機器全体ではなく、エネルギー効率、CO2削減に寄与する部品や部材に着目し、部分的な改修・交換や追加により、地方公共団体等の各種施設における低コストでCO2排出量削減が実現できるモデルを普及させることが不可欠である。
- また、昭和47年に製造が中止され、未だ相当数存在するPCB使用照明器具をLED照明に交換し、適正処理することでCO2削減効果が見込まれる。PCB使用照明器具は、期限内に適正処理する必要があるが、交換に必要な買い替え費用等がその障害となっている。
- 本事業では、設備の部品・部材の一部を改修し、性能回復させる省エネ対策手法の一般化を図るとともに、PCB使用照明器具のLED照明への交換を支援することでPCB早期処理を促進し、CO2の削減を図る。

事業概要

1. 設備の高効率改修による省CO2促進事業

地方公共団体・民生部門で使用されている設備の部品・部材のうち、交換・追加により大幅なエネルギー効率の改善とCO2の削減に直結するものに対して、部品交換・追加等に必要経費の一部を支援。

2. PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業

使用中のPCB使用照明器具をLED一体型器具に交換することにより生じるPCB廃棄物の早期処理が確実な場合に限り、照明器具のPCB使用の有無に係る調査費、LED一体型照明器具の導入及び設置に係る費用の一部を支援。

期待される効果

- 設備への部品の交換・追加により、低コストでCO2排出量削減効果のあるモデルの普及による大幅なCO2削減効果を期待
- PCB廃棄物の期限内早期処理とCO2削減の同時達成

1. 設備の高効率改修による省CO2促進事業



対象事業：エネルギー効率に寄与する部品・部材の交換、追加の改修を行う事業

[対象事例]

- ・ボイラー設備：保温材の追加
- ・空調設備：インバータ制御装置の追加／熱交換器の交換
- ・蓄電池設備：セル電池の交換 等

対象者：地方公共団体・民間事業者等

補助率：政令指定都市未満の市町村(2/3)

都道府県、政令指定都市及び特別区(1/2)

資本金1,000万円未満の民間企業(2/3)

資本金1,000万円以上の民間企業(1/2)

事業実施期間：平成29年度～平成32年度

2. PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業



対象事業：PCB使用照明器具の有無に係る調査事業(PCB使用照明器具が使用されている可能性のある年限までに建築・改修された建物の調査)及びPCB使用照明器具を高効率なLED一体型照明器具に交換し、PCB廃棄物処理とCO2削減の同時達成に寄与する事業

※取り外したPCB使用照明器具の処理費用は対象外

対象者：民間事業者

補助率：調査事業(1/10)(上限50万円)

LED導入に係る事業(1/2)

事業実施期間：平成29年度～平成31年度

日本政策金融公庫における貸付制度（PCB廃棄物処理に係る運転資金） 【H29より継続】

- 制度対象：自ら保有する高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）や無害化認定施設等において処理しようとする者
- 融資種類：長期運転資金（事業者が、処理せざるを得ない廃棄物に一度に多くの資金が必要な場合に、事業を継続しながら、返済していくつなぎ資金のような制度のこと）
- 貸付対象：中小事業者（PCB廃棄物の保管事業者）
- 制度創設事業部：日本政策金融公庫 中小事業部及び国民生活事業部



貸付対象とする費用の範囲

- ①処理委託まで保管に係る費用
- ②処理施設までの運搬費用
- ③処分にかかる費用（JESCOの70%補助分は除く）

貸付利率

- 高濃度PCB：特別利率③ 0.31%～
- 低濃度PCB：基準利率 1.21%～